



公私雜報
第四號



定價一銀

西垣文庫
文庫 10
7290
4



伏景

迷子

父落

落物

むろひ物

盗まをれ

及び諸賣もの等を奪く廣く世に弘め或は
問う便りを得たき事ありて少しや遠慮ふ
く其由よりくの書林又を繪草子屋の事か
と委しく書きたるしは遣をして其公の速
出板しつ四方に告を知らせ中を奪くは

辰四月

公私雜報會社

西澤文庫



公私雜報第四號

慶應四年閏四月十日

○横濱新聞オフィフルランドメールよ
り抄出

本月第十五日我四月二日當港の役所向ことぐ
く官軍へ引こくしに成るる即この神奈川
港受取の新宰相を東久世中将并に肥前侍従を
り但し肥前とい九州の大名東久世を公卿とし
て元少將の位を乞しに此度當地出張に付中将
に昇進せしめたり

公私雜報

此兩全權の支配内あり只今迄の奉行の役向を
勤むる寺島陶蔵井関齊石工門あるもの来り
此人のいりやる參與の役人あり^{ホシ}殆ど歐羅巴
に於ける下院の議官に似たるものあり ○横濱
取扱ひの多し大抵前この如くとししと敢て変革
あることあり少しも支へなく抄取をせり

○

茲に北方に當りて危難の事頻りに息を吹き
余^{新聞の著述者}按するに會津を天下の強藩あり其國
の山々聳へ囲み恰も絶壁城の如くとしし其入

口よりあり相通じ嶮岨歩むるに堪ざるの地未
り故に 官兵寧に進んご之を討んより速に和議
しと治平を計るに如く^しなり^ん若し會津公一
且怒りて必戦と心とあり或は境を起へて兵を
進むる多し^んを實に日本の大事あり^んあり^ん京
師の諸侯多彼を討んと謀るとも我等決し^ん之
と云ま^る能を^らざるを受合^ふる

或る諸候の家來イキモノは生類を好む人なり鳥トリは猫ネコ狗イヌは
 けしきとなく畜ヤキひわたり狗は猫を足きりかふ
 らば噬カころもそのあきども同じ家よりあ
 ころころ故にやけひよおたつあきさむらましく
 らせりある日この猫ありの狗あきくあひ
 せまきまのぶ終がくあきし時この狗遙らよ
 こきみ見く飛が如くは走り来り猫を已オ腹の
 下よかきひ眼をひらきし尾をまきあず他の狗
 を寄つるは其うち主人アヒあきく他の狗をわひ退

若狗をちめ猫をひあだく飯をしとぞりの好き
 あるものゆへに若あり

題志

読人不知

吹風より志をしるあ飛若人ころり空らとさるる
 又ふんま葛の葉

村へは建置の高札

此度百姓ども黨をむきび里福のりのへおし入
 り強談よかよび加之シカミナスヒソケ放火以多し以糸きあやそ
 深き子細もこそゆるなぐい万一々望とのおも

むき可_レ申_レ出_レの理非_レ明白_ニお_レた_レし_レ屹_レ度_ニ百姓_トど
由_レ以_レ立_レち_レの_レゆ_レに_レ後_レし_レつ_レる_レも_レ以_レて_レ辱_レく_レの_レ自_レ今_レは_レ訴_レす_レに_レ

御勅使_レは_レ通_レ行_レ先_レき_レ我_レ様_ニみ_レる_レに_レ亂_レ妨_レ之_レ
を_レ有_レる_ニ於_レて_レの_レ朝_レ敵_レの_レ板_レの_レ罪_レ道_レを_レか_レく_レと_レを
又_レよ_レつ_レて_レ兵_レ力_レを_レ以_レて_レ討_レ取_レて_レは_レ極_レの_レ旨_レに_レ後_レ
出_レの_レ条_レ此_レ限_ニお_レん_レ以_レ早_レ々_ニ移_レる_レ趣_ニ申_レ出_レの_レ事_ト

東山道總督府

辰三月

執事

○

觀光_ニ潮_レ鶴_ニ富士_ニ山_ニ朝_レ陽_ニの_レ四_レ艦_ト去_レ月_ニ廿_ニ七_ニ日_トより_レ廿
八_ニ日_ト夕_ニ方_トま_レる_ニに_レ官_レ軍_ニ方_ニ水_ニ師_ニ提_レ督_ニ濱_ニ野_ニ源_ニ六_ニか
よ_レひ_レ肥_レ后_ニ佐_ニ賀_ニ二_ニ家_ニの_レ人_レ數_ニに_レ引_レく_レし_レに_レお_レ成_レの_レ

○雜說

四月二十三日 官軍方再び宇都宮の城に入_レり
し_レと_レ風_レ聞_レゆ_レ

脱走_レ兵_レを_レ官_レ賊_ニ征_レ伐_ニと_レ識_レし_レたる_レ旗_レを_レ持_レつ_レる_レの_レ由_レ
風_レ聞_レゆ_レを_レぐ_レら_レう_レと_レつ_レて_レも_レ戰_レ地_トより_レ飯_レを_レる_レ人_ト
の_レ話_トよ_レひ_レ近_レ寄_レる_レる_レ多_レあり_レ難_レ者_トを_レか_レく_レつ_レとい_レ
見_レし_レめ_レき_レを_レぐ_レも_レ奪_レ賊_トと_レせ_レる_レや_レう_レよ_レう_レん_レく_レた_レ

公_レ私_レ推_レ限_ニ 第四節

と語り

○四月廿九日法書の家

神田橋御門

日比谷御門

席之御門

呉服橋御門

數寄屋橋御門

外櫻田御門

右の御門々々通行を支へ無之おもむき若しきし留ひたる田安法門通り節さし出りの印鑑

見せしへを差支なく以後目付杉浦八郎五郎
中世代

○閏四月二日法書の家

上様水戸表は為入御謹慎遊ひ又付法跡を
慕ひ御機嫌同ひ多々御裁しひものもさる
其にお聞への事情尤もの系又は法を
犯し御裁しひもの御謹慎中かへつ御為め
よもおあはれ心得違ひのものこそあきや
う精々中々とし萬一おろそか御裁しひもの之
をゆるす於る急度お世しひ品も有るは茶

兼くつた_レヤ渡置_ハイタ

四月

○水戸表御定便

毎月四九の日

但し三八の日取集め_ハイ事

